

後援会総会の概要

援会総会



山本伸雄後援会会長

開会行事

総会は、約60人の会員の皆様の御出席のもと、山本伸雄会長のあいさつで始まり、御来賓を代表して渡辺前市長からお祝辞をいただきました。

続いて伊藤かずき市長から、最近の市政運営やこれからの方向性などのお話をいただきました。



議事

この後、山本会長を議長として議事が行われました。

議案は、規約の改正と役員の変更の2つでいずれも満場一致で可決されました。

続いて、吉村幹事長から会計報告、赤穴監査委員から監査報告がありました。

最後に堀本副会長の閉会の辞で、総会は無事終了しました。

日時 令和5年6月25日(日)午後1時30分
会場 山口市熊野町 防長苑



あいさつに立つ伊藤かずき市長



堀本紀代後援会副会長

議案の概要

議案の「規約の改正」内容は、大きく2点です。

1点目は、後援会の名称を、「伊藤和貴後援会」としていたものを「伊藤かずき後援会」に改めるものです。

2点目は、会の円滑な運営と活動の推進を図るため、会員の要件、役員の役職と任期、会議の開催等について所要の見直しを行ったものです。

後援会規約

第1条 (名称・所在地)
本会は、伊藤かずき後援会と称し、主たる事務所を山口市におく。

第2条 (目的)
本会は、伊藤和貴氏を後援することにより市政の発展と市民生活の向上を図り、あわせて会員相互の親睦を深めることを目的とする。

第3条 (事業)
本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- 1 講演会、座談会等の開催
- 2 会報等の発行及び配布
- 3 関係諸団体との連携
- 4 その他本会の目的達成のため必要な事業

第4条 (会員)
本会は、第2条の目的に賛同する者をもって会員とする。

第5条 (役員)
本会に次の役員をおく。

| | |
|-------|-----|
| 会長 | 1名 |
| 副会長 | 若干名 |
| 幹事長 | 1名 |
| 幹事 | 若干名 |
| 会計責任者 | 1名 |
| 監事 | 2名 |

第6条 (役員を選出及び任期)
1 役員は総会において選出する。
2 役員は任期は4年とする。但し、再任を妨げない。

第7条 (会議)
1 会長は必要に応じ総会を招集する。
2 会長は、必要に応じ役員会を招集する。

第8条 (経費)
本会の経費は、寄附金その他の収入をもって充当する。

第9条 (会計年度及び会計監査)
1 本会の会計年度は、毎年1月1日より12月31日までとする。
2 会計責任者は、本会の経理につき年1回監事による監査を受け、その監査意見書を付して総会に報告する。

第10条 (規約の改廃)
本規約の改廃は、総会において決定する。

第11条 (補則)
本規約に定めなき事項については、役員会で決定する。

附 則
本規約は、令和3年9月23日より実施する。

附 則
本規約は、令和5年6月25日より実施する。

2 規約第6条第2項の規定にかかわらず、現在の役員は任期は、令和7年度の総会までとする。